

1 業務の名称

平成 29 年度 東京圏新卒者等 U I J ターン就職支援事業実施業務

2 提出書類

- (1) 企画提案提出書（企画提案様式 3 号）
- (2) 全体企画提案書（A 4 版）・・・・・・・・・・10 部

企画提案仕様書を確認のうえ、以下の項目を盛り込んで提案してください。

- ア 事業企画の考え方
- イ 企画提案仕様書「5 提案を求める事項」
- ウ 想定経費内訳

3 選定方法及び選定数

- (1) 受託者の選考は、企画提案（プロポーザル）方式により選考するものとする。
- (2) 応募のあった事業者（団体等を含む）の企画提案書を「東京圏新卒等 U I J ターン就職支援事業実施業務」企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1 事業者を選定する。

4 応募資格要件

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市の平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「役務（一般サービス業）」に登録されている者。
- (2) 事業協同組合等の組合と当該組合等の構成員が同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市内及び東京都 23 区内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者。

(6) 東京都内に設置する事業実施拠点において、開設時点（平成 29 年 4 月 1 日予定）で全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）の有料職業紹介が可能な体制を整えることができること。

(7) 企画提案書の提出期限において法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められる者。

5 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 質問受付・・・・・・・・・・・・・・・・ 11月8日（火）～11月18日（金）17時まで
- (2) 企画提案参加意思確認書の提出締切日・・・・・・ 11月25日（金）17時まで
- (3) 事業の企画提案書の提出締切日・・・・・・ 12月2日（金）17時まで
- (4) 企画提案書のプレゼンテーションの実施・・・・・・ 12月12日（月）予定
- (5) 選定事業者の発表・・・・・・・・・・・・ 12月13日（火）以降
- (6) 契約締結予定日・・・・・・・・・・・・ 12月14日（水）以降

6 企画提案への参加意思確認書（企画提案様式1号）

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書を提出すること。

(1) 提出期限

平成 28 年 11 月 25 日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参とする。（平日 8 時 45 分～17 時まで。）

(3) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

（〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階北側）

(4) その他

提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

7 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問

企画提案への参加を検討する事業者からは、質問を受け付ける。

質問がある場合については、下記の期間に「質問書」（企画提案様式2号）を提出すること。

ア 提出先等

(ア) 受付期間 平成28年11月8日（火）～11月18日（金）17時まで

(イ) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

(ウ) 提出方法

電子メール又はファクシミリで、質問書を受け付ける。その際、件名は「東京圏新卒者等U I J ターン就職支援事業実施業務質問書」とすること。

E-Mail メールアドレス koyou@city.sapporo.jp

Fax 011-218-5130

(2) 回答等

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については、質問者に回答するほか、取りまとめのうえ参加意思確認書の提出があった全事業者に回答する。

なお、提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

8 企画提案書

(1) 提案内容

「企画提案仕様書」のとおり

(2) 提出期限

平成28年12月2日（金）17時まで

(3) 提出方法

直接持参とする。（平日8時45分～17時まで。）

(4) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

(〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)

(5) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書（企画提案様式3号） 1部

イ 企画提案書 10部

(ア) A4版、片面印刷、20ページ以内（表紙と目次を除く）。

(イ) 表紙と目次を除きページの通し番号を付すこと。

(ウ) 提出する提案書のうち、1部にのみ、表紙に提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを記載すること。

(エ) 提案事業所を特定できる表現は、上記（ウ）以外には記載しないこと。

(オ) 提案書とは別に資料を提出することは認めない。

(6) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取り消しすることはできない。また、返却には応じないものとする。

(7) 無効の取扱い

提出された企画提案書等は、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本募集要領、企画提案仕様書に従って作成されていない場合

ウ 下記10に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

(8) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願（企画提案様式4号）」を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

9 書類審査の実施

本事業に企画提案しようとする事業者が5者以上となった場合は、「平成29年度東京圏新卒者等UIJターン就職支援事業実施業務企画提案審査要領」に定める書類審査を行い、上位4者の企画提案を選定し企画提案書提出事業者に通知するものとする。

なお、書類審査を実施する場合は、「10 企画提案書のプレゼンテーションの実施」及び「12 選定結果の通知」及び「13 契約」の日時を変更することがある。

(1) 書類審査実施日

平成28年12月2日（金）～12月5日（月）

(2) 書類審査内容

ア 事業実施の実現性・実行性について（配点4点）

イ 事業の効果について（配点4点）

ウ 事業の妥当性について（配点4点）

(3) 書審査結果の通知

企画提案書提出者すべてに平成28年12月6日（火）に審査結果を、電話及び書面で通知する。

10 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、本市の指定する日時に委員会に対し、企画提案書の内容等についてのプレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーション実施日（予定）

平成28年12月12日（月）（開始時間については別途連絡する。）

(2) 実施場所（予定）

札幌市役所本庁舎 13階 会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(3) 実施方法

ア 出席者は3名以内とする。

イ 持ち時間は40分（説明15分、質疑25分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンの使用は認めないものとする。

11 選定審査の実施及び審査基準

(1) 委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行う。

(2) 審査は、提出された企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションを基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(3) 審査項目について

審査に当たっては、企画提案項目に応じた配点と、提案全体に対する配点を行う。

評価に当たり、一部項目において重点加算方式を採用する。

配点は以下のとおり。

ア 事業全般（配点 5 点）

- ・事業趣旨、目的の理解度と実施方針

イ 東京圏での取組（配点 65 点）

- ・拠点の設置場所等
- ・大学との関係構築
- ・企業情報発信の取組
- ・就職相談の取組
- ・採用活動支援
- ・合同企業説明会

ウ 札幌及び事業運営全体に係る取組（配点 30 点）

- ・札幌市内企業等の開拓
- ・管理・運営体制（広報業務を含む）
- ・国事業との連携
- ・過去実績等

(4) 企画提案の審査に当たっては、最低基準点を定める。最低基準点は各委員の持ち点（100 点）を合算した値（満点）の 6 割とする。

12 選定結果の通知等

委員会において、選定審査の結果、最低基準点を超える得点を得た事業者の中から最も高い評価を受けた 1 者を契約候補者として選定する。同点の場合は、東京圏での取組の評価が高いものを契約候補者とする。また、企画提案提出事業者が 1 者であっても、最低基準点を超えている場合は、契約候補者とする。なお、全事業者が最低基準点以下であった場合は契約候補者の選定を行わない。

選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

(1) 通知日 (予定)

平成28年12月13日 (火)

(2) 選定結果についての疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日(土日・祝日を除く。)以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

- ・ 提出先：上記8に同じ
- ・ 受付時間：8時45分から17時15分(土日・祝日を除く。)

13 契約

(1) 契約方法

委員会において選定された契約候補者と札幌市との間で、企画提案内容を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約候補者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。

契約候補者との協議が不調に終わった場合や、下記14の(1)の事項に該当する場合は、委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 契約条項

別添「契約書」のとおり

14 その他

(1) 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで(契約候補者については契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

(2) 企画提案書の著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人権件及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。

(6) 本事業は札幌市議会平成 29 年第 1 回定例会において審議される平成 29 年度予算により執行されることから、議決内容により変更又は執行しない場合がある。